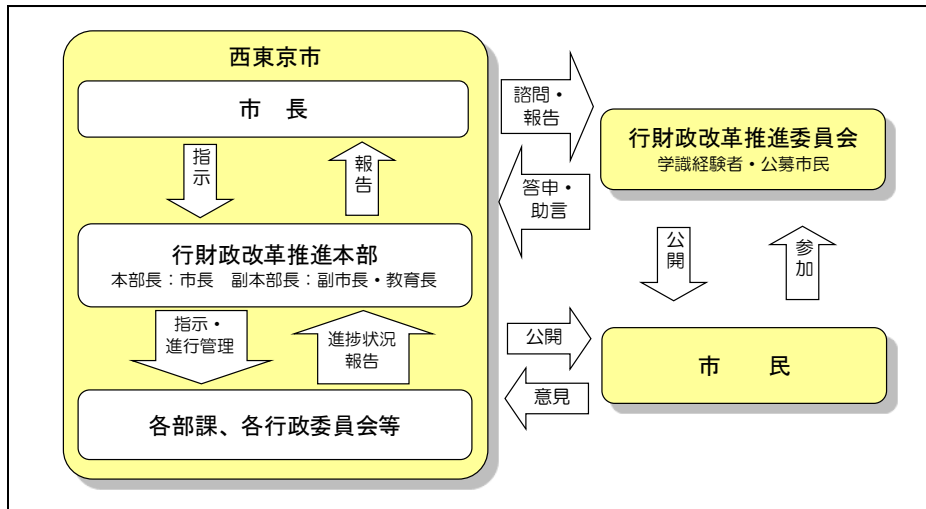


## 委員会の運営について

### 1 委員会の目的、所掌事務、推進体制

- ・目的：西東京市行財政改革推進委員会条例 第1条
- ・所掌事務：西東京市行財政改革推進委員会条例 第2条
- ・推進体制：



### 2 会議の公開、会議録の作成及び公開

#### (1) 会議の公開（西東京市市民参加条例第8条、第9条）

- ・附属機関等の会議は、不開示情報を審議する場合や、公開が円滑な審議の妨げとなる場合を除き、公開しなければならない。
- ・公開する場合は、開催情報を市の広報やHPなどで事前に公表する。
- ・傍聴者は会議資料を閲覧できる。
- ・開催した会議については会議録を作成し、公開しなければならない。

#### (2) 会議録（西東京市市民参加条例施行規則第4条、第8条）

- ・会議録の記述内容は、全文記録、要点記録、発言内容ごとの要点記録の中から選択します。
- ・会議録は、会議終了後、事務局で作成し、次の会議までに事前に委員に配付して内容をご確認いただきます。内容確定後、田無庁舎5階の情報公開コーナー及び市HPで閲覧できるようにします。

※会議録の作成のため、会議の発言内容を録音します。

#### (3) 傍聴（西東京市行財政改革推進委員会会議傍聴要領）

- ・会議の傍聴に関する手続きや傍聴の際のルール等について要領で定めています。